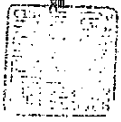


佐賀県
土木部長 殿

建設省道路局政課長



電線共同溝の占用許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡に係る承認の取扱いについて

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づく権利の全部又は一部の譲渡に係る承認の取扱いについて下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、都道府県におかれては、貴管下道路管理者(地方道路公社を含む。)に対しても、この旨周知を図られたい。

記

1. 電線共同溝の占用の許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡(以下「譲渡」という。)に係る承認の審査基準

- (1) 譲渡に係る契約(財産の譲渡がある場合はその譲渡契約を含む。)の内容が妥当であること。
- (2) 事故時における連絡通報体制及び責任の所在が明確であること。また、施設の保守管理の方法が適切であり、電線共同溝の管理に支障を及ぼすおそれのないこと。
- (3) 譲渡により法第10条各号に掲げる占用の許可の内容に変更がないこと。
- (4) 譲渡人が法第19条の規定による管理費用及び占用料の負担の能力と意思があること。

2. 承認申請書に添付すべき付属書類

申請書及び申請書に添付すべき書類については、「電線共同溝整備道路の指定、電線共同溝の占用の許可等の事務手続について」(平成8年2月20日付け建設省道政発第28号道路局政課長通達)4.(2)及び(3)を参照のこと。

なお、同通達(3)中「なお、必要に応じ...支払い能力を有すること等を示す書類」の「等」には譲渡に係る契約書の写し、事故時における連絡通報体制及び施設の保

守管理の方法を示す書類並びに譲渡人が法第18条の規程による電線共同溝管理規程を遵守することを誓約する書類を含むものとする。

3. その他

- (1) 申請を受けた道路管理者は、譲渡人が譲渡しようとする権利に係る物件が収容されている電線共同溝(以下「対象電線共同溝」という。)を占用する者(申請者を除く。)に対し、次の事項を通知し、譲渡についての意見を聴くものとする。

①譲渡の概要

②譲渡に伴って生じる対象電線共同溝に係る電線共同溝整備計画において定められている事項に関する異動内容

- (2) 承認に当たっては、一般的な条件のほか次に掲げる条件を付することとする。

「道路管理者において、法第16条第2項及び第17条第1項の規定による監督処分により施設の除却等が必要となる事象が生じたときは、一体不可分となっている処分対象外の施設等についても同時に除却されることがあることについて受忍すること。」

- (3) 法第15条の承認として事務処理を行うものについては、「電気通信設備その他の電気通信事業に係る物件の道路占用の取扱いについて」(昭和60年7月15日付け建設省道政発第54号道路局政長通達)による当局への事前協議の対象とならない。

